

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

(諮問第3041号)

<目 次>

1	答申書（案）	… 1
2	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について	… 5
3	参考資料	… 6

# (案)

平成24年5月29日

総務大臣

川端 達夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温

## 答 申 書

平成24年3月29日付け諮問第3041号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定については、諮問のとおりとすることが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

## 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務 の基準料金指数の設定についての意見及びそれに対する考え方（案）

### 1 基準料金指数の設定について

意見1 X 値を CPI 連動として整理した場合であっても、NTT東西においては費用削減を継続することにより更なる経営効率化を進めるべき。	考え方1
<p>制度の趣旨を踏まえた費用削減について</p> <p>プライスカップ(上限価格方式)は、代替サービスのない市場において、支配的事業者の地位を濫用した料金の値上げを抑制し、利用者利益を保護するための規制として、一定の役割を果たしてきたと考えます。今回の基準料金指数の設定のとおり、X 値を CPI 連動として整理した場合であっても、特定電気通信役務の提供にあたり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という)殿は、費用削減への継続的な取り組みを通じて、更なる経営効率化を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>NTT東西は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済にとって必要不可欠な電気通信サービスを提供する事業者として、事業経営の効率化を行うことにより、料金の低廉化に努めることが期待されている。今後、特定電気通信役務の収入の減少が見込まれていることにかんがみれば、当該収入減に見合った費用の削減を積極的に進めることが求められる。</p>

### 2 特定電気通信役務の範囲について

意見2 FTTHやOABJ-IP電話については、ブロードバンドの更なる普及促進の観点から、当面プライスカップ規制の対象とする必要はない。	考え方2
<p>本来、ユーザー料金は様々な事業者が競争する中で決められていくものであり、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。</p> <p>そのため、原則としてユーザー料金に対する規制は不要と考えます。FTTHやOABJ-IP電話については、ブロードバンドの更なる普及促進の観点から、公正な競争環境を確保し、更なる競争促進を図るための措置を講じていくことが先決であり、当面プライスカップ規制の対象とする必要はないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(KDDI)</p>	<p>FTTHサービス及びOAB~J-IP電話の契約数は増加傾向である一方、現状では加入電話と比べて契約数が少なく、また、OAB~J-IP電話のトラヒックについても加入電話と比べて少ないことから、現時点では必ずしも利用者の利益に及ぼす影響が大きいとは言えず、ただちにプライスカップ制度の対象とする必要はないと考えられる。他方、契約数の増加傾向等を踏まえると、将来的には、対象役務として追加することを検討する必要があることに留意しつつ、今後の普及状況等を注視していく必要がある。</p>

### 3 その他

<p>意見3 競争事業者が提供する電話サービスに大きな影響を与えるドライカップやPSTNの接続料は需要の減少にコスト削減が追いつかないことから上昇傾向にある。競争可能な環境が継続的に維持されるよう、接続料の算定の在り方をマイグレーションの動向を踏まえた適切なものに見直す必要がある。</p>	<p>考え方3</p>
<p>なお、加入電話については現在プライスキャップ規制の対象となっていますが、競争事業者が競合する電話サービスを提供することによって、一定程度競争が機能してきました。</p> <p>しかしながら、競争事業者が提供する電話サービスに大きな影響を与えるドライカップやPSTNの接続料は需要の減少にコスト削減が追いつかないという根本的な問題が存在し、水準が上昇傾向にあります。</p> <p>このままでは競争が後退し、国民利便が損なわれることが懸念されることから、ユーザー利便を確保する観点で、NTT東・西により具体的な加入電話の移行計画を早期に明らかにさせ、接続料の算定の在り方をマイグレーションの動向を踏まえた適切なものに見直す必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進のための環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコスト検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当との考え方が示されている。また、平成24年3月29日付け当審議会答申(情郵審第34号)においても、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、ブロードバンド答申を踏まえ、総務省において具体的な検討を行うことを求めている。</p>
<p>ω PSTNに係る接続料について</p> <p>2003年以来、X値をCPIと連動させた結果、CPIが低下する中であっても、基準料金指数は維持される結果となっています。その一方で、PSTNに係る接続料は、2012年度で前年度比約3.6%の値上がり(GC接続3分間相当)となっており、NTT東西殿の交換機を経由する主要トラヒックが、近年、年間約10～15%と高い減少率を示している状況を踏まえれば、今後も接続料上昇傾向が継続することが想定されます。</p> <p>今後、本制度を通じてユーザ料金が抑制される一方、PSTNに係る接続料が上昇しつづけた場合、接続事業者にとって競争が困難な環境になることが考えられます。このため、PSTNに係る接続料について、競争可能な環境が継続的に維持されるよう、接続料算定方法を見直す等の措置が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>PSTNに係る接続料算定の在り方に関しては、平成24年4月17日、総務大臣から情報通信審議会に対し、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」について諮問がなされ、現在同審議会において必要な調査審議が行われているところである。</p>
<p>意見4 本意見募集に対する直接のご意見でないもの</p>	<p>考え方4</p>
<p>電話加入権について・設置負担という名目にも関わらず別途工事費を負担しなければならないのは何故なのか。当初の金額は権利という信用の元に売買されていたが現在は無料に等しいが、加入権の有無により基本料金に差異を生じるのは何故か。全国遍く電話は普及しているのに加入権の有無により基本料金が違うのは何故か。通信は常時接続が基本であるのに非常時に繋がらない最大の欠点を克服できないのは何故か(本来非常時にこそその存在意義だと考える)。同じ個人または法人が必要な情報を得るために携帯電話と固定電話の両方を別途契約しなければならないのは何故か。固定電話と携帯電話か</p>	<p>本意見募集に対する直接のご意見でないため参考として承る。</p>

らのデータ通信に於ける料金査定の違いは何故か。同会社に於いても別途契約が必要なのは何故か。インターネットサイト(固定電話)と携帯電話サイトを区別して契約を促すのは何故か。通信の統一化を図り、世界の先駆となろうとしないのは何故か。ガラパゴスと比喻されるほどに自由競争が妨げられているのは何故か。考慮頂きたい。

(個人)

年金暮らし弱者です。NTTOCN使用中。  
インターネットはなくてはならない生活手段です。  
云いたい事は、「OCN使用料」があまりにも高い。  
そもそも、全国整備されたインフラ構築は電電公社時代国民税金による。この膨大なプラント上でNTTが現在商売しているものである。  
高齢者が増え続ける昨今、高齢者支援・サービスを切望する。  
70歳以上は半額(≒3,000円)にするとか、考えてほしい。

(個人)

# 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する 特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

## 1. 背景

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の提供する加入電話等に係る料金について、平成12年10月1日以降プライスカップ制度<sup>※</sup>が導入されている。料金水準の上限である基準料金指数の設定に当たって必要となる生産性向上見込率(X値)については、3年ごとに見直しが行われることとなっている。

総務省において、次期(平成24年10月1日から3年間)に適用されるX値を算定する際に留意すべき事項を検討、整理することを目的として、平成23年11月から、「プライスカップの運用に関する研究会」が開催され、当該研究会報告書(平成24年3月28日公表)において、X値を消費者物価指数変動率と連動させることが適当との考え方が示されたところ。

これは、NTT東西の特定電気通信役務に係る収入・費用予測や経営効率分析の結果を踏まえたX値の試算の結果、消費者物価指数変動率を上回るX値も下回るX値も設定され得る試算結果が得られたところ、X値を一意に定めることが困難であることやIP網への移行に対する政策の中立性及び公正競争の確保といった政策的観点も踏まえ、X値を消費者物価指数変動率と連動させることが適当と整理されたものである。

本件は、以上を踏まえて、本年10月から明年9月末までの基準料金指数を設定することについて、情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問を行うものである。

※ 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済に必要不可欠なサービス(特定電気通信役務)に対して料金水準の上限を定めるもの。実質的な料金の低廉化を図ることにより利用者の利益を確保しつつ、事業者に経営効率化努力のインセンティブを与える規制として導入(平成12年10月適用開始)。

## 2. 本年10月から明年9月末までの基準料金指数について

- (1) 音声伝送バスケットについて  
引き続きX値を消費者物価指数変動率と連動させることとし、前期の基準料金指数を維持する。
- (2) 加入者回線サブバスケットについて  
音声伝送バスケットと同様、引き続きX値を消費者物価指数変動率と連動させることとし、前期の基準料金指数を維持する。

区分(バスケット)	H23. 10~H24. 9	H24. 10~H25. 9
音声伝送バスケット	92.7	92.7
加入者回線サブバスケット	100	100

## 参考資料

1. プライスキャップ制度の概要
2. プライスキャップの運用に関する研究会報告書概要

# 1. プライスキャップ制度の概要



# プライスカップ制度の概要

## ① プライスカップ制度の趣旨

- 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービスのうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済に必要不可欠なサービスに対し、料金水準の上限を定めるもの
- 実質的な料金の低廉化を図ることにより利用者利益を確保しつつ、NTT東西に経営効率化努力のインセンティブを与える規制として導入（平成12年10月適用開始）

## ② プライスカップ制度の対象サービス

- NTT東西が提供する加入電話、ISDN、公衆電話等

## ③ 料金水準の上限（基準料金指数）

- 料金水準の上限となる基準料金指数を設定し、毎年NTT東西に通知（現在の基準料金指数は、平成24年9月末までの適用）
- 基準料金指数の算定式は以下のとおり定められている

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

- 基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込率（X値）を設定

## ④ 対象サービスの料金設定

- NTT東西の実際の料金指数が、バスケットごとに、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能
- 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要

バスケット	主な具体的料金
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(市内、県内市外通話料)、公衆電話(通話料)
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

# プライスカップ制度の運用の経緯

## ○ これまでのプライスカップ制度の運用

- 3年ごとに生産性向上見込率（X値）を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X \text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}$$

- これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等を予測することによりX値を算定。

$$X \text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

### ① 第一期（平成12年10月～平成15年9月）

- 音声伝送バスケットについては、期間中のX値（年率1.9%）により基準料金指数を設定
- 加入者回線サブバスケットについては、NTT東西の施設設置負担金に係る収支について圧縮記帳前のデータが存在しないことから具体的なX値を設定することは適当ではなく、X値を消費者物価指数変動率として基準料金指数を平成12年4月の料金水準に設定

### ② 第二期（平成15年10月～平成18年9月）

- 音声伝送バスケットについては、IP電話の普及等による固定電話トラヒックの減少の予測が困難であり、予測値が一意に定まらなかったことから、固定電話の料金水準が国民生活・経済に及ぼす影響を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持
- 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様

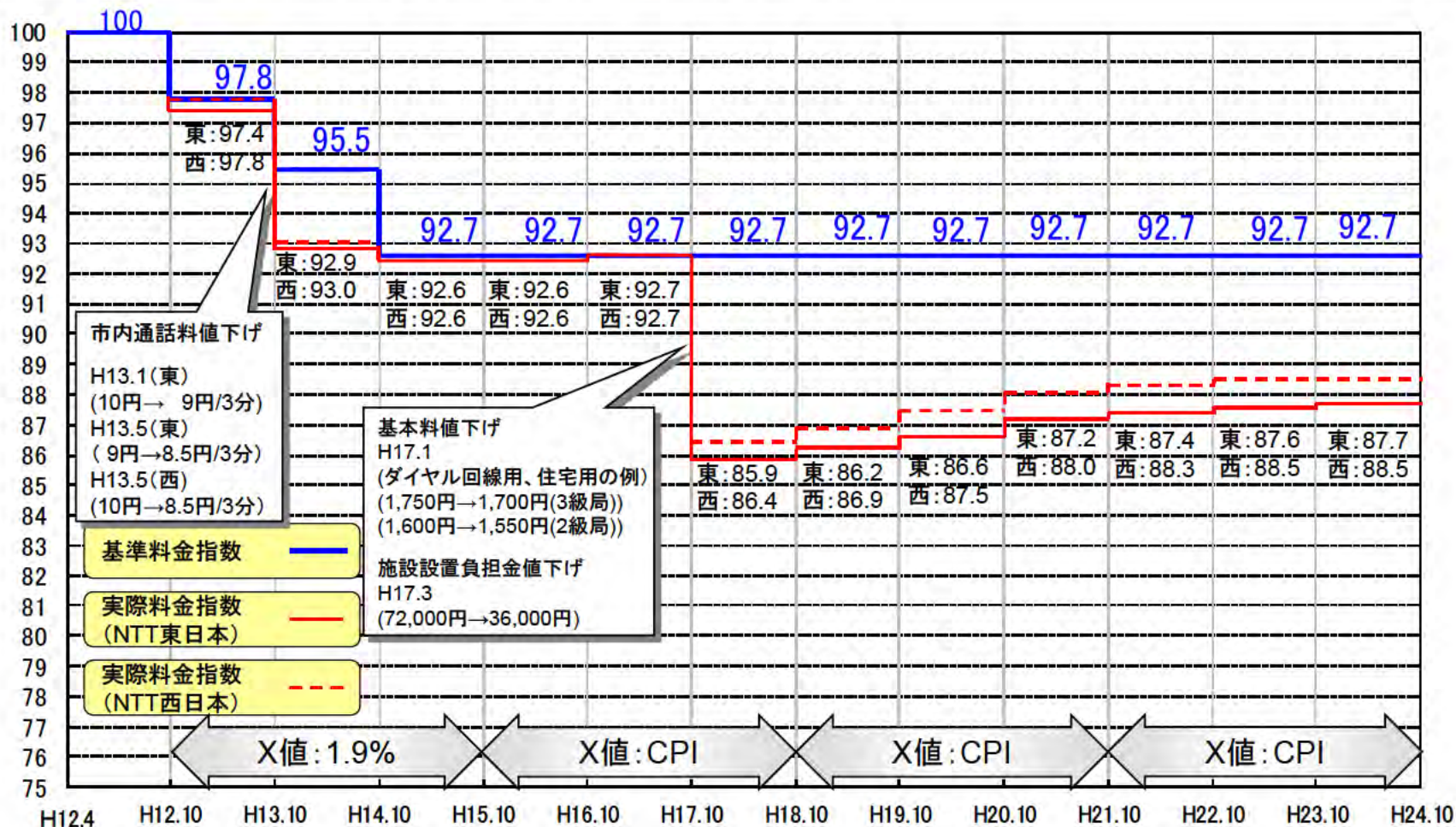
### ③ 第三期（平成18年10月～平成21年9月）

- 音声伝送バスケットについては、PSTNからIP網への移行期であることを踏まえ、動的な市場におけるX値を一意に定めることの困難性、IP網への移行に対する政策の中立性を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持
- 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。

### ④ 第四期（平成21年10月～平成24年9月）

- 音声伝送バスケット及び加入者回線サブバスケットについて、前期と同様。

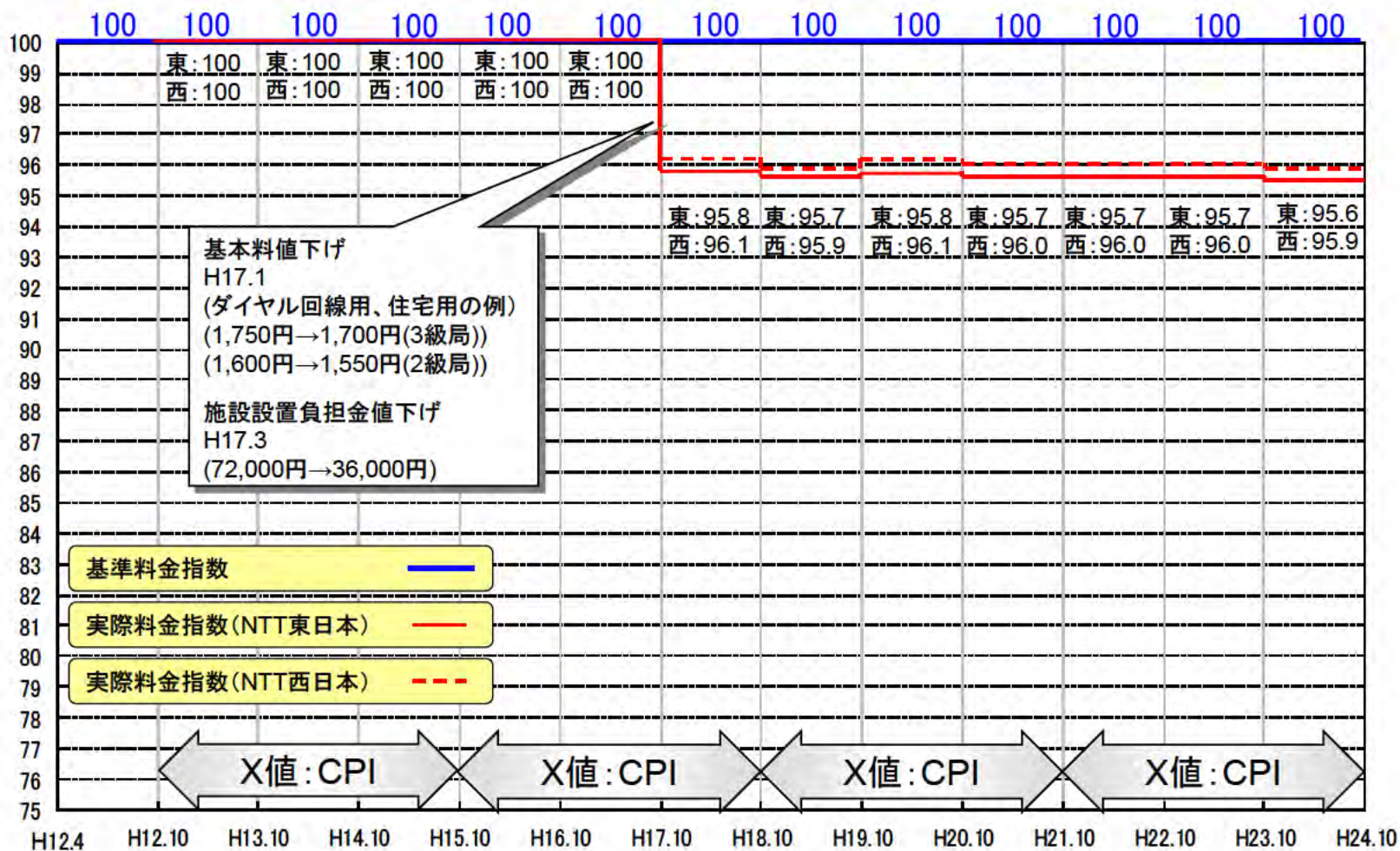
# 料金指数の推移 ① (音声伝送バスケット)



※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



## 料金指数の推移 ② (加入者回線サブバスケット)



※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

## 2. プライスキャップの運用に関する研究会報告書

<概要>

# 生産性向上見込率（X値）の算定方法

## ■ X値の算定方法

### ①ミックス生産性準拠方式

事業者の収入、費用等の予測値を基に適用期間（3年間）の最終年度に対象サービスの収支が相償する水準にX値を算定する方式

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{X値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税}$$



$$\text{X値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税}) \div \text{収入}}$$

### ②フル生産性準拠方式

全要素生産性※向上率を基にX値を算定する方式

※全要素生産性

生産性とは投入量あたりの産出量をいうところ、複数の産出要素（生産量、売上高など）、投入要素（労働、資本など）がある場合に全ての要素を用いて計算した生産性を全要素生産性という。

## ■ X値算定の手順（ミックス生産性準拠方式を基本とし、フル生産性準拠方式を参考として取扱い）

- (1) NTT東西の収入予測 … 固定電話回線数について2つのパターンで予測
- (2) NTT東西の費用予測 … NTT東西の費用予測と経営効率化施策を検証
- (3) 適正報酬額・消費者物価指数（CPI）変動率 … 実績データ及び政府機関等が公表している予測値を基に設定
- (4) NTT東西の経営効率分析 … 2つの手法（DEA及びSFA）によりNTT東西の非効率部分を計測

➡ (5) X値の算定に係る考え方の整理

# 特定電気通信役務の収入予測

- 1. 収入予測
- 2. 費用予測
- 3. 報酬額・CPI
- 4. 経営効率分析
- 5. X値算定に係る考え方の整理

## ■ 収入予測の考え方

- ・ 固定電話の回線数について、市場構造の変化による将来の減少トレンドについて、確実な予測を行うことが困難であることから、2つのパターンで予測
  - パターンA：光IP電話・携帯電話などへの移行影響が今後縮小していくことを想定した予測
  - パターンB：光IP電話・携帯電話などへの移行影響が今後拡大していくことを想定した予測
- ・ これと1回線あたりの予測単価等を掛け合わせて収入を予測



## ■ 収入予測（対前年度平均変化率＜平成22～26年度＞）

		音声伝送バスケット	加入者回線サブバスケット
パターンA	NTT東	▲9.8%	▲9.0%
	NTT西	▲9.4%	▲8.6%
パターンB	NTT東	▲12.7%	▲11.7%
	NTT西	▲12.1%	▲11.2%



# 特定電気通信役務の費用予測

1. 収入予測
2. **費用予測**
3. 報酬額・CPI
4. 経営効率分析
5. X値算定に係る考え方の整理

## ■ 費用予測の考え方

- NTT東西が次期X値の適用期間中の費用予測、経営効率化施策を提出



NTT東西から提出された費用予測においては、退職再雇用の仕組み、ベースアップ凍結の継続実施等の経営効率化施策が提示されているが、新規の施策は段階なく、従前からのものを継続

## ■ 費用予測の検証

- NTT東西から提出された経営効率化施策の効率化率は前回研究会報告書の効率化率と同水準であるが、他方で固定電話回線数は今期においても大幅な減少が予測されており、過去と同水準の削減率では次期X値の適用期間中の減収額に費用削減が追いつかない見込み

## ■ 個別項目の具体的な検証

- 市内線路設備の施設保全費については、固定電話稼働回線数の減少割合に応じて削減がなされた場合には、A、Bどちらのパターンでも約3%（対平成26年度予測総費用）の追加的な費用削減の可能性あり



# 特定電気通信役務の適正報酬額

1. 収入予測
2. 費用予測
3. 報酬額・CPI
4. 経営効率分析
5. X値算定に係る考え方の整理

## ■ 適正報酬額

適正報酬額 = レートベース × 報酬率

※ レートベース = 正味固定資産 + 貯蔵品 + 投資等 + 運転資本

## ■ 報酬率の算定方法

報酬率 = (1) 他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利率  
+ (2) 自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 国債利回り

※ 従前の料金認可制の下では、報酬率は上限値である(1)+(2)と下限値である(1)のみとの間で事業者が選択

## ■ 報酬率の設定

- X値の試算に当たっては利用者利益と事業者利益のバランスを勘案し、中間値(上限値と下限値の平均)を採用

算定されたNTT東西の報酬率



	NTT東日本	NTT西日本
上限値	3.30%	2.94%
中間値	1.84%	1.78%
下限値	0.38%	0.62%

# 消費者物価指数変動率

1. 収入予測
2. 費用予測
3. 報酬額・CPI
4. 経営効率分析
5. X値算定に係る考え方の整理

## ■ 消費者物価指数変動率の推計

前回同様、政府機関等が公表している予測値等の平均値を使用し、これらの平均値である0.0%を消費者物価指数変動率の推計値として採用

政府等の消費者物価指数変動率予測等

機関名	タイトル(公表日)	予測値					
		実績値	23年	24年度	25年度	26年度	27年度
政府	平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (H23.12.22公表)			0.1			
日本銀行	経済・物価情勢の展望 (H23.10.28公表) ※H24.1.24『当面の金融政策運営について』反映			0.0~0.2	0.4~0.6		
公益社団法人 日本経済研究センター	第38回中期経済予測 (2011年度ー2020年度) (H24.3.2公表)			0.1	0.1	2.1	0.5
総務省 統計局	平成22年基準 消費者物価指数 全国 平成23年平均 (H24.1.27公表)		-0.3				

# NTT東西の経営効率分析

1. 収入予測
2. 費用予測
3. 報酬額・CPI
4. **経営効率分析**
5. X値算定に係る考え方の整理

## ■ 経営効率分析の手法

DEA※1とSFA※2の2つの手法により、NTT東西の経営効率分析を実施

※1 DEA (Data Envelopment Analysis : 包絡分析)

NTT東西の支店別実績データのうち、最も効率的な分析対象(支店)の生産性を基準として他の支店の非効率性を計測

※2 SFA (Stochastic Frontier Analysis : 確率論的フロンティア分析)

生産関数を推計し、その生産関数が確率的に不確定であるとの仮定の下、生産関数からの乖離を誤差と非効率性に分離して非効率性を計測

## ■ 経営効率分析の結果

### ①DEAの結果

- ・平成21年度のNTT東西の非効率部分は各支店の営業費用(DEAにおける入力値である人件費、物件費及び減価償却費等)の合計に対して623.2億円(7.4%)と計測

### ②SFAの結果

- ・平成21年度のNTT東西の非効率部分は特定電気通信役務の費用の合計に対して、895.5億円(7.7%)と計測

〔 ※ その他、全要素生産性向上率に基づいてX値を算出する方法(フル生産性準拠方式)による試算も行い、参考値として取扱い 〕



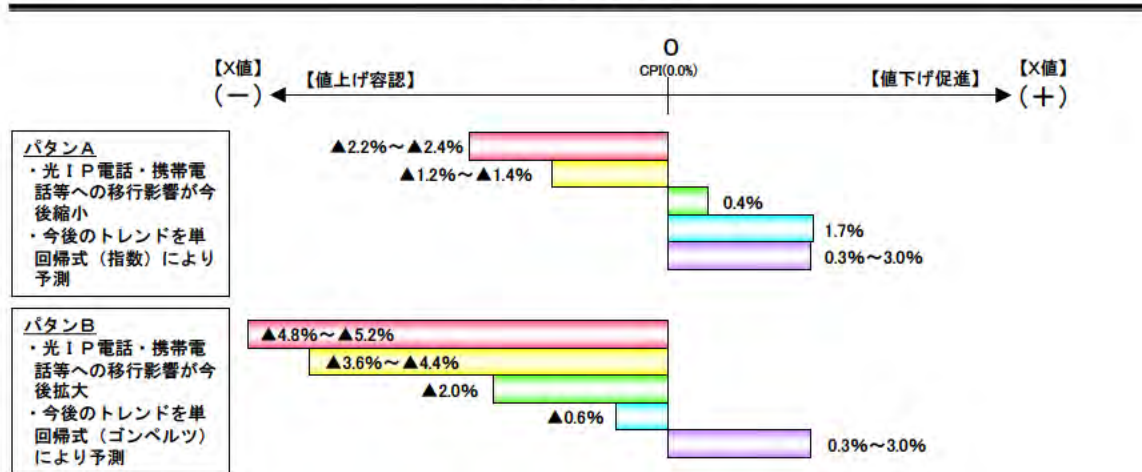
# X値の算定に係る考え方の整理 (1/2)

1. 収入予測
2. 費用予測
3. 報酬額・CPI
4. 経営効率分析
5. X値算定に係る考え方の整理

## ■ X値の試算結果

- ・ 試算されたX値は、CPI (0.0%) を中心にプラス・マイナス両側に分散
- ・ 複数の計算結果のうち最も優位な試算結果を特定しX値に一意に定めることは困難

X値の試算結果



※ 消費者物価指数変動率=0.0%、報酬率はNTT東日本1.84%、NTT西日本1.78% (中間値) を採用。

- NTT東西の収支予測に基づいてX値を算定した場合
- NTT東西の費用予測を検証し削減可能額を反映した場合
- 経営効率分析 (DEA) の結果計測された非効率率をすべて解消した場合
- 経営効率分析 (SFA) の結果計測された非効率率をすべて解消した場合
- 平成18年度から平成21年度の全要素生産性 (TFP) 向上率の平均値に基づいてX値を算定した場合

## X値の算定の考え方 (2/2)

1. 収入予測
2. 費用予測
3. 報酬額・CPI
4. 経営効率分析
5. X値算定に係る考え方の整理

### ■ X値算定についての考え方

・ X値を一意に定めることの困難性

- ① 固定電話回線数の減少については、固定電話以外のサービスの展開状況や利用者ニーズの動向等に影響されることとなるため、確実に予想することは困難
- ② 固定電話回線数が継続して減少していく中で、今後、規模の経済性がより強くマイナスに働く可能性が高まることも考えられるなど、費用予測の不確実性を除去することが困難
- ③ 分析に使用するデータに制約があることなどから、経営効率分析等により金額ベースで一意に改善余地を特定することまでは困難

さらに、以下の政策的観点からも検討

- ✓ IP網への移行に対する政策の中立性（競争ルールの中立性確保の観点）
  - CPIを必要以上に上回るX値を設定すると、値下げが求められることとなる結果、IP網を利用するサービスへの移行を遅らせる誘因となる
  - CPIを必要以上に下回るX値を設定すると、利用者料金の値上げを容認することとなり利用者の利益を損なう形で移行を進めることを認めることとなる
- ✓ 公正競争の確保
  - CPIを必要以上に下回るX値を設定すると値上げを容認することとなる結果、NTT東西に追加的な利潤を発生させる可能性があり、仮にこの利潤がIP網の構築の原資に充当されることになれば、NTT東西がメタル回線数における設備シェアのほとんど全てを占める市場から独占的市場への不当な内部相互補助として公正競争の観点から問題



X値をCPI連動とすることが適当

## プライスカップの運用に関する今後の検討課題

---

### ■ プライスカップ制度の趣旨を踏まえた費用削減努力

NTT東西には、インセンティブ規制であるプライスカップ制度の趣旨を踏まえ、本研究会で示した経営効率化施策に限定することなく経営効率化の努力を行うとともに、今後の検証のため、経営効率化施策の効果について可能な限り把握することを期待

### ■ 経営効率分析のためのデータ整備等

NTT東西の支店統合により、経営効率分析のために重要なサンプル数が減少していたことを踏まえ、NTT東西における経営効率分析のためのデータの整備を含め、今後の経営効率分析のあり方が課題

### ■ プライスカップの対象役務の変更等

OAB～J-IP電話とFTTHサービスについて、競争ルール全体の枠組みの見直しの動きも踏まえつつ、将来的にはプライスカップ制度の対象役務として追加することを検討する必要があることに留意しつつ、今後の普及状況等を注視